

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和元年10月10日(木) 午前9時30分～午前9時50分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 14名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	欠	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	欠	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第32号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第33号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第34号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第35号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (5) 議案第36号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和元年度第7回農業委員会総会を開催します。 欠席は、小野委員と平井康夫委員です。 休会中の会長としての主な行事への出席につきまして報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月 7日 農業まつり（JA倉敷かさや） ・ 9月19日 農業者年金加入推進研修会（岡山市） <p>以上で、休会中の会長事務の報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は5番 片山委員と、8番 平井忠行委員にお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第 <u>32</u> 号から議案第 <u>36</u> 号の <u>5</u> 議案です。</p>
議 長 事 務 局	<p>議案第 <u>32</u> 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局から説明します。 （議案朗読説明）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上1件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長 8 番 委 員	<p>事案番号 <u>27</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲渡人は、土地の管理が困難である為、譲受人に所有権を譲渡します。 問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>27</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>27</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	議案第 <u>33</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、

	<p><u>1</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。</p>
事務局	<p>(議案朗読説明)</p> <p>農地区分は、小田駅及び小田駐在所から500m以内に位置するため、第3種農地としています。総会次第に現地確認写真を載せております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>10</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>
小田地区 推進委員	<p>申請の土地は、3筆です。既に、露天資材置場に転用されています。 周辺の土地に影響はでておりませんので、問題はないと思います。</p>
議長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>10</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>10</u> 番につきましては、 許可と決定いたします。</p>
議長	<p>議案第 <u>34</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>3</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。</p>
事務局	<p>(議案朗読説明)</p> <p>事案番号8番は、川面小学校及び川面幼稚園から500m以内に位置するため、第3種農地としています。事案番号9番及び10番は、小田駅及び小田駐在所から500m以内に位置するため、第3種農地としています。総会次第に現地確認写真を載せております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>8</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>

<p>3番委員</p> <p>議 長</p>	<p>申請地は、2筆です。この土地を、露天駐車場25台分に転用します。周辺の土地に影響はないと思いますので、問題はありません。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>8</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>8</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>小田地区 推進委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>9</u> 番及び <u>10</u> 番につきましては、一括審議します。地元委員の意見をお願いします。</p> <p>9番は、既に露天資材置場に転用されています。 10番は、露天駐車場11台分に転用します。 周辺の土地に影響はないと思いますので、問題はありません。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>9</u> 番及び <u>10</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>9</u> 番及び <u>10</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 <u>35</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事案番号8番は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>

議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>8</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
山田地区 推進委員	貸渡人と借受人は、親子です。この土地に、借受人が住宅を建てます。 周辺の土地に影響はないと思いますので、問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>8</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。
	(異議なし)
	異議がございませんので、事案番号 <u>8</u> 番につきましては、 許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>36</u> 号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか 否かの判断について、事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。
	事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
矢掛地区 推進委員	申請地は、2筆です。この土地は、周囲を山林原野に囲まれており、農地への復旧 が困難であると考えます。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。
	(異議なし)
	異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、 非農地と判断することを議決いたします。

議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。
8 番委員	確認しました。1番は、所有権移転の為、解約をします。
議 長	農地改良の完了報告書について 地元委員の確認報告をお願いします。
美川地区 推進委員	確認しました。この土地は、今年の8月に土地を改良する届出がありました。 その届出の完了報告です。 崩土を取り除き、畑に改良されています。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。